

令和4年3月29日

幌延風力発電株式会社 御中

特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワー特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットワー
代表理事 千葉 次
(北海道天塩郡豊富町字豊富西6条6丁目)

道北の自然と再生エネルギーを考える会

代表 富樫 とも子(公印省略)
(北海道天塩郡幌延町字下沼 853番地)

風力発電の真実を知る会

代表 佐々木 邦夫(公印省略)
(稚内市はまなす2丁目7番18号)

日本野鳥の会 道北支部

支部長 小杉 和樹 (公印省略)
(北海道利尻郡利尻町沓形字栄浜 142 佐藤里恵方)

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 遠藤 孝一(公印省略)
(東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル)

幌延風力発電事業更新計画に係る環境影響評価準備書に対する意見書

北海道の天塩郡幌延町で貴社が計画する幌延風力発電事業更新計画（以下、対象事業という）について、環境影響評価準備書における対象事業実施区域およびその周辺に生息する希少鳥類や自然環境等の保全の観点等から、下記の通り意見を提出いたします。

■全体的な調査

既存の風車の存在による鳥類等の自然環境への影響の程度を明らかにするためには、既存風車の建設前の状況と比較する必要があります。しかしながら、既存のオトンルイ風力発電所は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる前に建設されたものであり、建設前の環境影響評価が十分ではないため、既存風車の建設前後で影響を比較することができません。そのため、既存風車の建設前の自然環境の状況を知り、既存風車の存在による環境影響を明らかにするためには、建替えのために既存風車を撤去した後に、計画地に風車が1基もない状態で1年間程度の調査を行なう必要があります。

■景観

既存のオトンルイ風力発電所の風車は海岸沿いの道道106号線に沿って建てられています。サロベツ湿原南部や天塩川等から利尻山を眺める場合に、利尻山の前や南側に風車群が視界に入る場所が多く、景観への影響が極めて大きくなっています。また、今回の建替えにより風車が大型化し、全高が高くなるため、これまでより遠くからでも、風車が大きく見えることになります。景観への影響を評価するのに、利尻山への眺望が主要な評価対象となっていますが、サロベツ湿原が持つ景観の価値は、利尻山に対する眺望だけではありません。海岸から見た景観だけでなく、内陸側からサロベツ湿原を見た際に眺望できる、湿原とその背後の砂丘林がある、余計な人工物が何もない広々とした風景にサロベツ地域の景観的価値があります。今回の環境影響評価は、サロベツ国立公園の景観について悪影響がないかだけを評価するものであり、海岸沿いの音類風車群を通りかかった観光目的の人を対象としたアンケートにより、風車がある景観の好き嫌いから影響を評価することは、適切な景観への影響評価手法とは言えません。サロベツ湿原センターや幌延ビジャーセンターを訪れた人や地域住民を対象に、サロベツ湿原側から見た湿原と砂丘林や利尻山の景観を見てもらい、景観への影響を評価する必要があります。実際には垂直見込み角の角度の大小だけではなく、風車の横への広がりが景観と視野をどのように妨げるのか、視野の中で横に広がる風車群の存在がサロベツの素晴らしい景観を損なっていないかという観点で影響を評価すべきです。なお、景観の中に風車が存在することの好き嫌いなどの景観に対する影響評価は、ヒアリング等をした個人の考え方方に依拠することが明らかになっているので（道北で増える風力発電について考える（2021/12/12）講演内容より）、できるだけ多くの人にヒアリング等をすることが重要となります。

環境影響評価の中で景観は主に垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔などの構造物に対する評価基準であり、風車の評価基準として用いるのは不適切です。また、広々とした風景に高い価値があるサロベツ地域に対し、圧迫感の有無を評価基準として用いるのも不適切です。垂直見込み角による評価では、風車が何基か並んで景観の中で壁のように並んで見えても、風車が1基しかないものとして影響を評価するので水平見込み角は考慮されません。それでは水平方向にも素晴らしい景色を持つサロベツ地域の景観の価値を適切に評価することができません。それには、景観の変化に対して敏感で、負の影響を強く受ける自然保護団体や地元在住で日頃から音類風車を眺めている地域住民からも積極的に意見を聞くことが唯一の方法です。

サロベツ地区の景観保全という観点では、稚咲内砂丘林の樹冠部（スカイライン）から上に突き出た風車の建設は一切避けるべきです。

■鳥類

・希少猛禽類

貴社が実施した環境影響評価においても、希少猛禽類のオジロワシとオオワシが対象事業実施区域とその周辺を主要な繁殖地および越冬地として利用していることが明らかになりました。特にオオワシは既存のオトンルイ風力発電所の事業地の範囲に飛翔線が少ないとから、障壁影響が起きており、施設が存在すること自体がオオワシの行動に著しい影響を与えていたと考えます。また、希少猛禽類のチュウヒは対象事業実施区域内を主要な採餌環境としていることも明らかになりました。以上のことから、対象事業実施区域およびその周辺での風力発電施設の建設は取り止めるべきです。

なお、希少猛禽類に対する飛翔状況に関する事後調査（空間飛翔調査）は、気象条件等により飛翔が影響を受け、適切な結果を得られない可能性があるため、月1回では少なすぎます。最低でも月に3回は行うべきです。

・ガン・ハクチョウ類。

建て替えられる風車は既存のものよりもかなり大型であることから、障壁影響が発生やその程度が増大することが懸念されます。そのため、既存の風車を取り壊した後に、風車が建っていない状況で1年間程度の空間飛翔調査を行い、取り壊し前と後とで調査結果を比較すべきです。また、風車の建て替え後も空間飛翔調査を行い、対象事業実施区域の北側に隣接する（仮称）浜里風力発電事業があることにより生じる、累積的影響も含めてガン・ハクチョウ類の渡りの状況に変化や影響がないかを確認すべきです。

・小鳥類

環境影響評価の際に実施されたレーダー調査の結果から、特に秋の夜や日中にヒガラを中心に多くの鳥類が風車のローターブレード回転域を渡っていることが分かり、この地域が小鳥類の渡りにとって重要な場所であることが改めて確認されました。ローターブレードの回転域を飛翔する鳥類の個体数割合が全体の30%程度であることは、渡り鳥全体の数から考えても少ない数字とは言えません。そのため、渡り鳥の保全の観点からも対象事業実施区域およびその周辺での風力発電施設の建設を避けるべきです。万が一、施設を建設することになった場合でも、鳥類の渡り時期における施設の稼働停止をすることにより、渡りへの影響を避けるべきです。

・死骸探索調査

死骸調査の間隔が長いと、死骸がカラス類やキタキツネなどに持ち去られ、発見できないことがあるので、月2回ではなく、週に1回程度に調査頻度を増やすべきです。

■協議会

これらの調査結果や影響評価、事後調査のあり方の検討は、他の風力発電事業者、野鳥保護団体や地元の団体、観光関係者、地元自治体などを含めた、開かれた場で協議を行うべきです。

■縦覧方法

1. 周知

貴社が作成した環境影響評価図書の縦覧と意見書募集がホームページのみならず、地方自治体のホームページにも掲載したこと、また、地域住民向けの説明会を4回開催することで参加しやすくなかったことは、一定の評価ができるものです。一方で、依然として当該事業の計画の存在自体を知らない地域住民が多くいます。今後はより多くの住民参加を促し、地域とのコミュニケーションを図るために、公共施設におけるポスター・チラシの掲示や配布などにより、周知徹底の努力をすることが必要です。

2. 縦覧場所

土・日・祝日に開館している公共施設が環境影響評価図書の縦覧場所に含まれており、平日に日中に働いている住民でも図書の閲覧ができるようになっていることは、一定の評価ができるものです。しかし、それでも縦覧期間中に図書を閲覧できない住民が一定数いることを考慮し、縦

覧期間以外でも当該地域の図書館または公共施設で閲覧できるようにしてください。

3. オンラインでの閲覧方法

貴社が作成した配慮書・方法書を含めたアセス図書を常時インターネット上で閲覧可能にしていることは先駆的な取り組みですので、今後も継続をお願いします。縦覧している PDF のページは見開きとなっており、小さい PC 画面ではページ全体を見る事ができません。また、ページを拡大して閲覧している際には、ページが非常にめくりづらいです。そのため、一ページずつ閲覧可能とし、また、目次から各見出しに移動できるようにするなど、インターネット上で閲覧しやすい図書およびページ作りをしてください。

以上